

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する行政処分（業務停止命令9か月）について

県は、家庭用換気扇フィルター及びフィルター枠の訪問販売業者であるクリーンフィルターサービスこと掛札良二（所在地 水戸市見川1-1128-2）に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）の違反行為である販売目的等不明示、契約書面記載不備、債務履行遅延を認定したため、平成24年7月26日、法第8条第1項の規定に基づき、業務について停止するよう命令する行政処分を行いました。

クリーンフィルターサービスこと掛札良二に対する行政処分（業務停止命令9か月）の概要

1 事業者の概要

- (1) 名称 クリーンフィルターサービスこと掛札良二（個人事業者）
- (2) 所在地 茨城県水戸市見川1-1128-2
- (3) 設立 平成22年7月頃
- (4) 取引形態 訪問販売
- (5) 業務内容 家庭用換気扇フィルター及びフィルター枠の販売
- (6) 売上高 約1,200千円（平成23年5月～平成24年5月）
- (7) 従業員 1名（代表者のみ）
- (8) その他 当該事業者は、過去にも同様の手口を行い平成22年11月に県から3か月の業務停止命令を受けているにも関わらず、改善することなく屋号を変えながら不当な勧誘行為を繰り返し行っていた。

2 取引の概要

クリーンフィルターサービスこと掛札良二（以下「同事業者」という。）は、茨城県内において、家庭用換気扇フィルター及びフィルター枠の販売の勧誘であることを告げずに、アパートの管理会社から依頼されたかのように装い、消費者の住居を突然訪問し「換気扇の説明に来ました。」等と言って部屋に入り、家庭用換気扇フィルター及びフィルター枠の販売を行っていた。

また、法において記載が義務づけられている商品の引渡し時期などについて記載がない契約書面を消費者に交付し、商品代金を全額支払った消費者に対して、商品（家庭用換気扇フィルター）を送付せず、売買契約に基づく債務の一部の履行を不当に遅延させていた。

※ 同事業者が販売していた実際の商品（家庭用換気扇フィルター及びフィルター枠）の写真は別紙を参照。

3 同事業者に係る県内消費生活センターへの相談の件数

相談件数：10件（平成23年4月から平成24年3月）

4 違反事実の概要

(1) 販売目的等不明示（法第3条）

商品の売買契約の勧誘に先立って、その相手方である消費者に対し、商品の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を明らかにしなければならないところ、「換気扇の説明に来ました。」等と告げるのみで、勧誘に先立って事業者名や換気扇フィルター及びフィルター枠の売買契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていない。

(2) 契約書面記載不備（法第5条）

法において記載が義務づけられている商品の引渡し時期、商品代金の支払方法やクーリング・オフに関する事項（事業者のクーリング・オフ妨害時のクーリング・オフ）などについて記載がない契約書面を消費者に交付している。

(3) 債務履行遅延（法第7条第1号）

商品代金を全額支払った消費者に対して、商品（家庭用換気扇フィルター）を送付せず、売買契約に基づく債務の一部の履行を不当に遅延させている。

5 行政処分の内容

平成24年7月27日から平成25年4月26日までの間、法第2条第1項第1号に規定する訪問販売に係る次の業務を停止すること。

- (1) 商品の売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 商品の売買契約の申込みを受けること。
- (3) 商品の売買契約を締結すること。

6 その他

- (1) 行政処分の内容についての問い合わせ
茨城県生活環境部生活文化課 生活担当 電話 029-301-2828
- (2) 同様のトラブルでお困りの方の問い合わせ
茨城県消費生活センター 電話 029-225-6445

販売していた家庭用換気扇フィルター



フィルターを装着した状態

